**平成29年度　胃がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目の記載状況について

　市町村が、検診機関と委託契約を結ぶ際に仕様書に明記すべき必要最低限の項目が、国の「我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」から示されています。この項目について市町村が委託契約にあたり仕様書等に明記できているかを調査しました。41市町村から回答があり、回答のあったすべての市町村が仕様書を作成していました。各項目を仕様書に明記している場合に「はい」と回答しています。

**１　各項目の集計結果**



**２　まとめ**

　検診実施機関において適切な検診が実施されるためには、市町村、検診実施機関それぞれの役割を予め明確にし、実施すべき項目を網羅する仕様書を作成する必要があります。平成29年度、仕様書を作成している市町村数は41市町村で、回答のあった市町村のうち、すべての市町村にて仕様書を作成しています。

平成29年度のチェックリストより、胃内視鏡検査についての項目が追加されました。胃内視鏡検査は、平成28年度から指針に基づく検診に追加され、実施市町村も平成29年度時点では少なく、実施率は低い値となっています。

撮影の項目６項目のうち、人的条件に関わる（６）以外は80％以上の実施率となっていました。胃部Ｘ線検査の読影は、原則として十分な経験を有する２名以上の医師によって行うことと指針に定められていますが、読影医のうち１名を日本消化器がん検診学会認定医に指定している市町村は平成28年度より１市減少し、34市町村でした。人的条件項目を仕様書に明記するのは難しい状況ではあるものの、適切な精度管理には必要不可欠な項目です。

また、がん検診事業を評価するうえで、市町村は、受診者への説明や、システムとしての精度管理における精検実施機関からの結果の報告の項目については、確実に実施されるよう仕様書に明記するとともに、精検結果が確実に報告されるよう検診システムを構築し、適切な精度管理のために取り組む必要があります。